

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としては、変動する社会、世界経済環境に対応し、機動性のある柔軟な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって、株主価値を高めることを重視する当社の経営の基本方針を大過なくかつ公明に執り行うために必要不可欠なものであり、当社経営上の最重要項目として位置付けております。当社及び取引先や社会的な利益を確保することを前提とし、これらの事項の実現のために当社は、監査法人や社外契約弁護士及び各種専門家の方々から経営及び日常業務に関して適宜助言・提言等をいただける体制を敷いております。

取締役会につきましては、月1回の定例取締役会のほか、取締役会の機動性を重視し、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を把握する体制となっております。運営面におきましては、各取締役が各々の責任で意見を述べられる独立性を確保し、同時に監査役会との意見交換の充実を図っております。業務執行に関しては、業務執行の迅速化を図るべく従業員を執行役員待遇社員として取締役会の決定事項を伝え、取締役会監視の下に業務執行を行っております。

会計監査人である監査法人とは、監査契約を締結し、正しい経営情報を提供し、公正な立場から監査が実施される環境を整備しており、また、顧問弁護士には法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

当社の連結子会社を含むグループ経営におきましても、経営体制の基本方針を統一化し、当社監査法人、監査役、専門家への情報収集及び助言・提言をいただける体制を確立し、グループ経営における監視機能の強化を推し進めております。

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議を基に上限を承認いただきますが、当社の実績を十分に踏まえた上で算出しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [開示](#)

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東拓観光有限会社	2,725,000	9.56
ロイヤル観光有限会社	1,950,000	6.84
株式会社BEC	1,250,000	4.39
株式会社トーテム	1,250,000	4.39
有限会社MBL	1,250,000	4.39
小島一元	910,050	3.19
株式会社ケプラム	700,000	2.46
株式会社大富	584,600	2.05
日本証券金融株式会社	453,500	1.59
山河企画有限会社	420,000	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金 良姫	他の会社の出身者											
布村 洋一	他の会社の出身者											
田中 久信	他の会社の出身者											
田中 正和	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金 良姫		――	既に約1年当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものとして、社外取締役への就任を依頼いたしました。
布村 洋一		――	既に約1年当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものとして、社外取締役への就任を依頼いたしました。
田中 久信		――	既に約1年当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものとして、社外取締役への就任を依頼いたしました。
田中 正和		――	既に約1年当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を頂いており、また弁護士の資格を有し、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社の経営に反映して頂くことができると判断し、社外取締役への就任を依頼いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

3ヶ月に一度以上の頻度にて、会計監査人から監査役への報告を受ける制度を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大箸 郁夫	弁護士													
結城 昭二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大箸 郁夫	○	——	中立の立場から取締役会を監視し、弁護士としての豊富なキャリアを基に、経営に係る助言を頂くことを目的としております。 また、当社の監査役として、経営者の職務遂行が妥当であるか監視することができ、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立・客観的な立場で職務を遂行できることから、独立役員として選任しております。
結城 昭二		——	企業経営の豊富なキャリアに基づく経営に関する専門知識を当社監査体制に活かしていただくことを目的としております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

第1回、第2回、第3回、第4回、第5回のストックオプションにつきましては、行使期間の満了により消滅しております。
また、第6回ストック・オプションにつきましては、未行使者の退職に伴い消滅しております。
また、第7回ストック・オプションにつきましては、付与者全員より放棄の申し出を受け、消滅しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

ストック・オプション付与については、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成27年に付与しております。
平成18年には取締役3名、監査役3名、従業員28名に付与(平成23年7月6日に行使期間満了)
平成19年には取締役3名、従業員24名に付与(平成23年7月6日に行使期間満了)
平成20年には取締役6名、従業員1名に付与(平成24年7月6日に行使期間満了)
平成21年には取締役3名、従業員1名に付与(平成22年6月30日に消滅)

平成27年には取締役1名、監査役1名、従業員5名、当社子会社の取締役5名、当社子会社の従業員28名に付与

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期に当社の取締役および監査役に支払った役員報酬は以下のとおりです。
取締役(6名)に支払った報酬額 17,100千円(うち社外取締役4名に支払った報酬額 4,800千円)
監査役(4名)に支払った報酬額 4,650千円(うち社外監査役3名に支払った報酬額 1,800千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画室にて、取締役会・監査役会の議題・協議案件等が一旦一括集中するようにし、その都度、各社外監査役に電話連絡の上eメールにて早期連絡を行うことで、情報収集の迅速化に努めております。監査役のサポート体制については、内部監査部門が担当しております。報酬水準の基本方針としては、各取締役会への参加状況及び企業経営に与える実勢を鑑みて算出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行においては、業務執行の迅速化を図るべく、取締役会の決定事項を執行役員待遇社員ないし管理職従業員に伝え、取締役会監視の下に業務執行を行っております。また、管理職クラスにおける全体会議を月1度のペースで行うことで、当社及びグループにおける経営意思の統一化を図っております。

当社が選任しております2名の社外監査役(内1名が独立役員)を含む監査役には、月に1度開催されます定時の取締役会及び、必要に応じて開催されます臨時取締役会への出席を要請しており、適宜取締役会の監視、経営陣との意見交換を行っております。

また、監査役会は、代表取締役直轄の内部監査室との連携により、経営執行機関の監視とグループ内における統制を強化しております。

監査の状況に関しては、KDA監査法人と監査契約を締結しております。当社に係る継続監査年数14年であります。また、業務を執行した公認会計士の氏名は、佐佐木敬昌氏及び園田光基氏であります。さらに監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士1名、その他2名の計3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役については、その経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対して最適な経営体制を機動的に構築するため、任期を1年としております。すべての取締役会および事業に関する重要な会議には監査役が出席する体制で、社外監査役は2名とも当社からの独立性が確保されており、監査役会による経営監視機能が十分働いていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以外での株主総会開催により、株主様にとって出席しやすい環境を目指しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.izu-sr.co.jp/)に財務情報を簡潔にまとめた財務ハイライト・決算情報や決算短信・報告書及び適時開示資料も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署とし、IR事務連絡責任者及び財務部門担当執行役員及び財務部門担当者が主体になり活動しております。経営企画室にてIR会議を定期的に開催することで、IR活動の課題抽出・解決を行い、代表取締役への報告を行っております。なお、必要があるときは取締役会への報告も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各種社内規程を策定し、特にストックオプション及び自社株式の取扱いに係るインサイダー取引について周知徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに公表し、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公正かつ適時・適切な情報開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本的な考え方としては、取締役等の業務執行の適格性及びコンプライアンスについて、監査役及び会計監査人並びに顧問弁護士等からの助言・提言により、監査・監督を行ってきました。監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行っております。また、監査役会は会計監査人と定期的な情報交換等の連携を図り、会計監査人より会計監査内容の説明を受けています。今後は、内部監査部門を設置し、監査・監督するものとし、そのシステム構築の基本方針として、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動をとるための行動規範とし設け、その周知・徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部を中心に役職員教育を行うものとしします。

また、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、コンプライアンス体制遂行の状況を監視することとします。内部監査部門担当者を事務局とし、監査役からの独立的な監査業務命令を行うなど、連携強化を推し進め、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとしします。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営することとします。リスク管理体制の整備に関しては、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとしします。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとしします。

情報管理体制としては、文書管理規程に従い、取締役及び執行役員待遇社員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体の文書等に記録・保存しております。取締役及び監査役並びに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、また情報開示の観点から、漏洩や開示即時性に対する管理を開示担当部署にて徹底しております。

グループ企業における業務の適正性を確保するために、グループ全体の目標を明確化し、グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、当社経営企画室はこれらを横断的に推進し、管理します。

また、グループ企業間との緊密な連絡体制を構築し、担当部門より取締役会および監査役会への報告を行うこととします。

今後、これらのシステム構築を効率的に推進し機能的に駆動しているかどうかも含め、内部監査部門によるチェック機能を強化し、適宜外部の有識者に確認・助言を頂くこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、広く社会の信頼を得て経営活動を継続するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としており、そのための整備状況は以下の通りです。

- (1) 反社会的勢力に関する情報は、報道・業界・社内及び外部専門機関等問わず、積極的に収集・蓄積に努めています。
- (2) 反社会的勢力による不当要求には、迅速に経営層並びに関係当局に報告するとともに、組織をもってこれに対応し、当社の役員及び社員各人の安全の確保を図ります。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、刑事及び民事の両面から法的対応を取ります。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、警察当局その他の外部専門機関との連携強化を図ります。
- (4) 反社会的勢力への資金提供は、決してこれを行いません。
- (5) 反社会的勢力への対応を、コンプライアンス教育の中に組み込み、社内研修等を通じて、社内啓発活動に取組みます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

より透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実践するために、各ステークホルダーへの情報供給の方針の確立及びシステム構築を解決課題と認識しています。より効率的な企業経営を目的とし、社外監査役や各専門家との連携を充実し外部的な監督を徹底するだけでなく、内部的な監視・情報共有によるコンプライアンス機能の強化を目指した組織編制を進めてまいります。